

■教育行政のポイント

中教審がまとめた“免許制度改革”

菱村 幸彦

さる5月15日に中央教育審議会の教員資質能力向上特別部会から「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」（審議のまとめ）が出された。

「修士レベル化」の趣旨と内容

審議のまとめは、「教員養成を修士レベル化し、教員を高度専門職業人として明確に位置付ける」とした上で、教員免許制度の改革について、概略、次のように提言している。

- (1) 新たに、一般免許状、基礎免許状、専門免許状（いずれも仮称）を創設する。
- (2) 一般免許状は、学部4年に加え、1年から2年程度の修士レベルの課程での学修を標準とし、基礎免許状は、学士課程修了レベルとする。
- (3) 教員となるには一般免許状の取得を標準とする。その取得要件である「修士レベルの課程」には、①教職大学院、②修士課程、③これらに類する学修プログラムを含める。この場合、③の学修プログラムとしては、(ア)教育委員会と大学の連携・協働により運営するプログラム、(イ)大学の教職特別課程（教職科目の単位修得のための1年の課程）、(ウ)履修証明プログラムの活用等が考えられる。
- (4) 一般免許状に併せて、当面、基礎免許状を設けるが、基礎免許状の教員は、採用直後に初任者研修と連携・融合した修士レベルの課程の修了により一般免許状を取得するか、教員採用後一定期間のうちに修士レベルの課程等の学修により一般免許状を取得することが望まれる。
- (5) 専門免許状は、特定分野（学校経営、生徒指導、進路指導、教科指導、特別支援教育等）に関し、高い専門性を身に付けたことを証明するもので、一定の経験年数を有する教員が、①大学院レベルでの教育、②国が実施する研修、③教育委員

会と大学の連携による研修等の履修により取得できる。

審議のまとめのポイントは以上のとおりであるが、教員免許の「修士レベル化」の趣旨は、一般免許状について、必ずしも教職大学院や大学院の修士課程の修了に限定しないで、これに類する多様な学修プログラムの活用で取得できる途を開いているところに特徴がある。

しかし、本格的に一般免許状の取得者を教員に採用するとなると、それに見合う養成機関の整備が必要となる。現在の教職大学院や国立教員養成系の修士課程の入学定員は、毎年、教員採用数に比べ、圧倒的に少ないから、今後、教職大学院や修士課程の量的整備が必要となるが、それに要する膨大な経費をどう確保するかが難問となろう。

免許改革の先行きは不透明

ところで、肝心の免許更新制はどうなるのか。

審議のまとめは、「教員免許更新制については、10年経験者研修の法律上の実施義務の在り方との関係を含め、詳細な制度設計の際に更に検討を行うことが必要である」と述べている。つまり、結論を先送りしたわけだが、免許更新制の廃止の線は遠のいたという感じが否めない。

審議のまとめは、パブリックコメントの手続きを経て、近く正式答申となろう。答申を実施するには、教育職員免許法の改正が必要だが、免許制度の抜本的改革だけに、法案の作成に当たっては、現行制度から新制度への切り換えやそれに伴う経過措置など、詰めるべき問題が多い。仮に法案がまとまっても、現在の政治状況では、法案が成立する見込みは少ない。免許制度改革がどうなるかは、行き先不透明というよりない。

（ひしむら・ゆきひこ＝（財）学習リソース情報研究センター理事長）

●最新刊好評発売中！ 管理職選考で問われる重要事項を体系的に整理し、1冊に集約！

2013 全国学校管理職選考 直前要点整理

【監修】菱村幸彦／【編集】学校管理職研究会 A5判 424頁／定価 2940円

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488 をご利用ください（24時間受付・即日発送）